

『商業銀行委託貸付管理弁法(意見募集稿)』の公開意見募集に関する公告

委託貸付の資金原資・使途が厳格に管理されるか

トランザクションバンキング部

2015年1月16日、中国銀行業監督管理委員会(以下略称、CBRC)は「商業銀行委託貸付管理弁法(意見募集稿)」(以下略称、「委託貸付弁法」)を公布しました。本「委託貸付弁法」は意見募集稿であり、2015年2月16日まで意見募集が行われた後、正式に公布されます。そのため、本内容は変更される可能性があるものの、内容の重要性に鑑みご案内させていただきます。正式公布時には再度ご説明させて頂く予定です。

1. 「委託貸付弁法」公布の背景

委託貸付とは、委託人、銀行及び借入人の3者契約に基づき、銀行が委託人より、委託人の自己資金を委託人が指定する借入人に融通するよう委託を受け、委託人と借入人の間の資金移動を行う取引のことです。

中国では、企業間の直接金融行為は認められていないため、銀行を仲介して資金を融通しあうことで、資金効率改善や金融コストの削減といったメリットを享受できる資金調達手法の一つです。

現状、委託貸付自体を規定した弁法は無く、「貸付通則」(中国人民銀行令1996年2号)の一部条項が適用されている状態でした。こうした中、ここ数年で委託貸付が急増しており、その中には銀行から基準金利で借り入れた資金を他の企業に高利で委託貸付を行ない、さや取り行為を行っている企業や、当局の監督管理を避けるために虚偽の委託貸付を行っている企業、本来融資してはならない業種へ委託貸付を利用して迂回融資を行っている銀行等が判明したことから、CBRCがそのルール化に乗り出し、本「委託貸付弁法」が制定されることになりました。

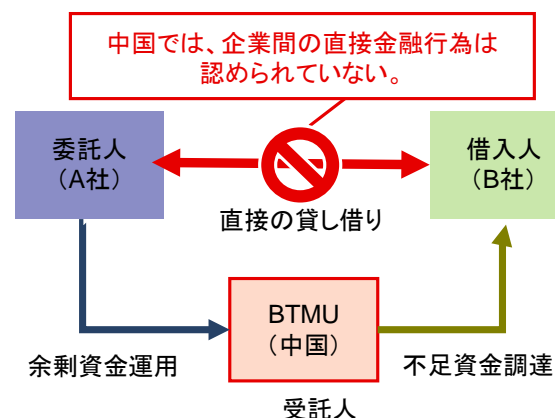
2. 「委託貸付弁法」の内容

委託貸付の実行にあたり、厳しい業務管理が求められるようになります。

(1) 資金原資・使途について

委託貸付の資金原資・使途について銀行に確認義務が生じるため、現在は不要であるエビデンスの提出と専用口座の開設が必要になる可能性があります。

【図表1:委託貸付スキーム図】



【図表 2: 資金原資・用途に対する規制】

資金原資規制: 以下原資にて委託貸付を実行することを禁止
(一) 国家の規定により特別な用途を有する各種特定項目基金 (二) 銀行与信資金 (三) 債券発行により募集した資金 (四) 他人から募集した資金 (五) 原資を証明できない資金
資金用途規制: 委託貸付で得た資金を以下用途に用いることを禁止
(一) 国家が明確に禁止する生産品およびプロジェクトの生産、経営あるいは投資 (二) 債券、先物、金融デリバティブ、理財商品、株式権益等の投資への従事 (三) 登録資本金、登記験資(資本金払込検査)あるいは増資による株式増加 (四) 国家が明確に規定したその他禁止用途

(2) 委託人に対する審査強化

上記審査に加え、銀行は資金原資審査時に、委託人に資金原資が法規に合致している旨の関連文書の提出を要求する必要があります。そして、委託人の財務報告表や信用記録等を審査し、さらには以下状況に対しても審査を行う必要があると規定されています。

【図表 3: 委託人に対する審査】

(一) 委託人が銀行に与信残高を有している (二) 委託人の委託資金がその正常な収入原資と実資力を超過している (三) 委託人が民間貸借、対外保証等その他の債権債務関係に関連している

審査した結果、委託人が銀行に与信残高を有する場合、銀行は委託人の自己資金を合理的に見積もり、併せて見積もった状況を委託貸付実行の重要な根拠とすることまでもが要求されています。

(3) 銀行のリスク管理

銀行自身の管理についても、委託貸付業務と自営貸付業務の帳簿を分離して管理すること、委託貸付残高を有する委託人に新規の増加与信を行わないこと、委託貸付管理情報システムを確立して関連情報を登記すること、といったことが要求されています。

3. 今後の影響

本「委託貸付弁法」がそのまま施行された場合、企業・銀行ともに委託貸付を行うにあたり、相当な手間が発生することが予想されます。しかし、具体的にどこまで「委託貸付弁法」の内容が施行されるのか、プーリングにも適用されるのかどうか等、まだ不明な点が多く、詳細は今後の当局解釈を待つ必要があります。

施行された時の影響は大きいと予想され、今後の動向に注意が必要です。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>关于就《商业银行委托贷款管理办法（征求意见稿）》公开征求意见的公告</p> <p>为规范商业银行委托贷款业务经营，加强委托贷款业务管理，促进委托贷款业务健康发展，近日，银监会起草了《商业银行委托贷款管理办法（征求意见稿）》。现向社会公开征求意见，请将有关意见和建议于2015年2月16日前以信函、电子邮件或传真方式反馈中国银行业监督管理委员会银行监管一部。</p> <p style="text-align: right;">2015年1月16日</p> <p style="text-align: center;">商业银行委托贷款管理办法 （征求意见稿）</p> <p style="text-align: center;">第一章 总则</p> <p>第一条 为规范商业银行委托贷款业务经营，加强委托贷款业务管理，促进委托贷款业务健康发展，依据《中华人民共和国银行业监督管理法》、《中华人民共和国商业银行法》等法律法规，制定本办法。</p> <p>第二条 中华人民共和国境内依法设立的商业银行办理委托贷款业务应遵守本办法。</p> <p>第三条 本办法所称委托贷款，是指委托人提供资金，由商业银行（受托人）根据委托人确定的借款人、用途、金额、币种、期限、利率等代为发放、协助监督使用并收回的贷款。不包括现金管理项下委托贷款和住房公积金贷款。</p> <p>委托人是指提供委托贷款资金的政府部门、企（事）业法人、其他经济组织、个体工商户和具有完全民事行为能力的自然人。</p>	<p style="text-align: center;">『商業銀行委託貸付管理弁法(意見募集稿)』 の公開意見募集に関する公告</p> <p>商業銀行の委託貸付業務経営をルール化し、委託貸付業務管理を強化し、委託貸付業務の健全な発展を促進するため、この程、銀監会は『商業銀行委託貸付管理弁法(意見募集稿)』を起草した。ここに社会へ公開して意見を募集し、関連意見と提案を2015年2月16日までに書信、電子メールあるいはファックスの方式で中国銀行業監督管理委員会銀行監督管理一部にフィードバックすること。</p> <p style="text-align: right;">2015年1月16日</p> <p style="text-align: center;">商業銀行委託貸付管理弁法 （意見募集稿）</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第一条 商業銀行の委託貸付業務経営をルール化し、委託貸付業務管理を強化し、委託貸付業務の健全な発展を促進するため、『中華人民共和国銀行業監督管理法』、『中華人民共和国商業銀行法』等の法律法規に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 中華人民共和国の域内で法に従って設立された商業銀行は委託貸付業務を取扱うにあたり本弁法を遵守しなければならない。</p> <p>第三条 本弁法でいうところの委託貸付とは、委託人が資金を提供し、商業銀行（受託人）が委託人が確定した借入人、用途、金額、通貨種類、期限、利率等に基づき代わって実行し、使用の監督および回収に協力する貸付を指す。現金管理項目下の委託貸付と住宅積立金貸付を含まない。</p> <p>委託人とは委託貸付資金を提供する政府部門、企（事）業法人、その他経済組織、個人商工業者と完全な民事行為能力を有する自然人を指す。</p> <p>委託人は金融資産管理会社および貸付業務資格を有する各種機構であってはならない。</p>

委托人不得为金融资产管理公司和具有贷款业务资格各类机构。

第四条 委托贷款业务是商业银行的委托代理业务。商业银行依据本办法规定，与委托贷款业务相关主体通过合同约定各方权利义务，履行相应职责，收取代理手续费，不承担信用风险。

第五条 商业银行办理委托贷款业务，应当遵循依法合规、平等自愿、责利匹配、审慎经营的原则。

第六条 中国银行业监督管理委员会（以下简称银监会）按照本办法对商业银行委托贷款业务实施监督管理。

第二章 业务管理

第七条 商业银行应依据本办法制定委托贷款业务管理制度，合理确定部门、岗位职责分工，明确委托人范围、资质和准入条件，以及委托贷款业务流程和风险控制措施等，并定期进行评估。

第八条 商业银行受理委托贷款业务申请，应具备以下前提：

- （一）委托人与借款人就委托贷款条件达成一致，共同提出委托贷款业务申请。
- （二）委托人或借款人为非自然人的，应出具其有权机构同意办理委托贷款业务的决议、文件或具有同等法律效力的证明。

第九条 商业银行受托办理委托贷款业务，应要求委托人承担以下职责，并在合同中作出明确约定。

- （一）自行确定委托贷款的借款人，并对借款人资质、贷款项目、担保人资质、抵押物等进行审查。
- （二）确保委托资金来源合法合规且委托

第四条 委託貸付業務は商業銀行の委託代理業務である。商業銀行は本弁法の規定に基づき、委託貸付業務と関連する主体と契約を通じて各方の権利義務を約定し、相応の職責を履行し、代理手数料を徴収し、信用リスクは引受けない。

第五条 商業銀行の委託貸付業務の取扱は、法律法規に合致し、平等で自らの意思に基づくものであり、責任と権利が合致し、経営を慎重に行うという原則を遵守しなければならない。

第六条 中国銀行業監督管理委員会（以下略称、銀監会）は本弁法に基づいて商業銀行委託貸付業務に対し監督管理を実施する。

第二章 業務管理

第七条 商業銀行は本弁法に基づき委託貸付業務管理制度を制定し、部門、職場職責分業を合理的に確定し、委託人範囲、資質と参入条件、および委託貸付業務プロセスとリスクコントロール措置等を明確にし、併せて定期評価を実行する。

第八条 商業銀行が委託貸付業務申請を受理するにあたっては、以下の前提を具備しなければならない：

- （一）委託人と借入人が委託貸付の条件で合意しており、共同で委託貸付業務申請を提出する。
- （二）委託人あるいは借入人が非自然人的の場合、その権利を有する機構が委託貸付業務取扱に同意した決議、文書あるいは同等の法律効力を具備する証明を提出しなければならない。

第九条 商業銀行が委託貸付業務を受託し取扱う際には、委託人に以下の職責を引受けるよう要求しなければならず、併せて契約中で明確に約定しなければならない。

- （一）自身で委託貸付の借入人を確定し、併せて借入人の資質、貸付プロジェクト、保証人の資質、担保物件等に対し審査を実行すること。
- （二）委託資金の原資が法規に合致しており、かつ委託人が原

人有权自主支配,并按合同约定及时向商业银行提供委托资金。

(三) 监督借款人按照合同约定使用贷款资金,贷款用途合法合规,并承担借款人的信用风险。

第十条 商业银行审查委托人资金来源时,应要求委托人提供证明其资金来源合法合规的相关文件或具有同等法律效力的证明,对委托人的财务报表、信用记录等进行必要的审核和测算,并加强对下列情况的审查:

- (一) 委托人在银行有授信余额。
 - (二) 委托人的委托资金超过其正常收入来源和资金实力。
 - (三) 委托人涉及民间借贷、对外担保等其他债权债务关系。
- 委托人在银行有授信余额的,商业银行应合理测算委托人自有资金,并将测算情况作为发放委托贷款的重要依据。

第十一条 商业银行严禁接受下述资金发放委托贷款:

- (一) 国家规定具有特殊用途的各类专项基金。
- (二) 银行授信资金。
- (三) 发行债券筹集的资金。
- (四) 筹集的他人资金。
- (五) 无法证明来源的资金。

第十二条 商业银行受托发放的贷款应有明确用途,资金用途应符合法律规定和信贷政策。资金用途不得为以下方面:

- (一) 生产、经营或投资国家明令禁止的产品和项目。
- (二) 从事债券、期货、金融衍生品、理财产品、股本权益等投资。
- (三) 作为注册资本金、注册验资或增资扩股。
- (四) 国家明确规定的其他禁止用途。

資に対し支配権を有し、併せて契約約定に基づき遅滞無く商業銀行に対して委託資金を提供すること。

(三) 借入人が契約約定に基づいて貸付資金を使用し、貸付用途が法規に合致していることを監督し、併せて借入人の信用リスクを引受けること。

第十条 商業銀行は委託人の資金原資を審査する際、委託人にその資金原資が法規に合致している旨の関連文書あるいは同等の法律効力を有する証明を提供するよう要求し、委託人の財務報告表、信用記録等に対して必要な審査と算定を実行し、併せて以下の状況に対して審査を強化しなければならない:

- (一) 委託人が銀行に与信残高を有している。
- (二) 委託人の委託資金がその正常な収入原資と実資力を超過している。
- (三) 委託人が民間貸借、対外保証等その他の債権債務関係に関連している。

委託人が銀行に与信残高を有する場合、商業銀行は委託人の自有資金を合理的に算定し、併せて算定した状況を委託貸付実行の重要な根拠としなければならない。

第十一条 商業銀行が以下に述べる資金を受領して委託貸付を実行することを厳禁する:

- (一) 国家の規定により特別な用途を有する各種特定項目基金。
- (二) 銀行与信資金。
- (三) 債券発行により募集した資金。
- (四) 他人から募集した資金。
- (五) 原資を証明できない資金。

第十二条 商業銀行が受託実施する貸付は明確な用途を有し、資金用途は法律規定と貸付政策に合致しなければならない。資金用途は以下の方面であってはならない:

- (一) 国家が明確に禁止する生産品およびプロジェクトの生産、経営あるいは投資。
- (二) 債券、先物、金融デリバティブ、理財商品、株式権益等の投資への従事。
- (三) 登録資本金、登記验资(資本金払込検査)あるいは増資による株式増加。
- (四) 国家が明確に規定したその他禁止用途。

第十三条 商业银行应按照“质价相符”、“谁委托谁付费”的原则向委托人收取代理手续费。

第十四条 商业银行与委托人、借款人就委托贷款事项达成一致后，三方应签订委托贷款借款合同。合同中应载明贷款用途、金额、币种、期限、利率、还款计划等内容，并明确委托人、受托人、借款人三方的权利和义务。

第十五条 委托贷款实行担保方式的，委托人和担保人应就担保形式和担保物（物）达成一致，并共同签订委托贷款担保合同。委托贷款为抵质押担保的，抵质押权人应为委托人。

第十六条 商业银行应要求委托人开立专用于委托贷款的账户。委托人应在委托贷款发放前将委托资金划入专用账户，商业银行按合同约定方式发放委托贷款。商业银行不得串用不同委托人的资金。

第十七条 商业银行和委托人、借款人应在委托贷款借款合同中明确委托贷款协助监督使用的主要内容和具体措施，并按合同约定履行相应职责。

第十八条 商业银行应按照委托贷款借款合同约定，协助收回委托贷款本息，并及时划付到委托人账户。对于本息未能及时到账的，应及时告知委托人。

第十九条 委托贷款到期后，商业银行应根据委托贷款借款合同约定或委托人的书面通知，终止履行受托人的责任和义务，并进行相应账务处理。

第三章 风险管理

第二十条 商业银行应严格隔离委托贷款

第十三条 商業銀行は“質と価格が合致する”、“委託人が費用を支払う”の原則に基づいて委託人から代理手数料を徴収しなければならない。

第十四条 商業銀行と委託人、借入人は委託貸付事項について合意した後、三者は委託貸付借入契約を締結し署名しなければならない。契約中で貸付用途、金額、通貨種類、期限、利率、返済計画等の内容を明記し、併せて委託人、受託人、借入人三者の権利と義務を明確化しなければならない。

第十五条 委託貸付を保証方式で実行する場合、委託人と保証人は保証形式と保証人（物）について合意し、併せて委託貸付保証契約を共同締結し署名しなければならない。委託貸付を担保とする場合、担保差入人は委託人でなければならない。

第十六条 商業銀行は委託人に委託貸付専用の口座を開設するよう要求しなければならない。委託人は委託貸付実行前に委託資金を専用口座に入金し、商業銀行は契約で約定した方式に基づき委託貸付を実施しなければならない。商業銀行は異なる委託人の資金を混同して管理してはならない。

第十七条 商業銀行と委託人、借入人は委託貸付借入契約中で委託貸付について使用の監督と回収の協力に際しての主要な内容と具体的な措置を明確化し、併せて契約約定に基づき相応の職責を履行しなければならない。

第十八条 商業銀行は委託貸付借入契約の約定に基づいて、委託貸付の元利金回収に協力し、併せて遅滞無く委託人口座に入金しなければならない。元利金を遅滞無く入金することができない場合、遅滞無く委託人に告知しなければならない。

第十九条 委託貸付の期日到来後、商業銀行は委託貸付借入契約約定あるいは委託人の書面通知を根拠に、受託人としての責任と義務の履行を終了し、併せて相応の記帳処理を実行しなければならない。

第三章 リスク管理

第二十条 商業銀行は厳格に委託貸付業務と自営業のリス

业务与自营业务风险，严禁以下行为：

- （一）代委托人确定借款人。
- （二）参与委托人的贷款决策。
- （三）代委托人垫付资金发放委托贷款。
- （四）代委托人垫付应纳税金。
- （五）代借款人确定担保人。
- （六）代借款人垫付资金归还委托贷款，或者以自营贷款置换委托贷款代委托人承担风险。
- （七）为委托贷款提供各类形式担保。
- （八）签订改变委托贷款业务性质的合同或协议。
- （九）其他代为承担风险的行为。

第二十一条 商业银行原则上不得向有委托贷款余额的委托人新增授信，监管部门另有规定的除外。

第二十二条 委托贷款的借款人是商业银行存量授信客户的，商业银行应综合考虑借款人取得委托贷款后，信用风险敞口扩大对本行授信业务带来的风险影响。

第二十三条 商业银行应对委托贷款业务实行分级授权管理，商业银行分支机构不得未经授权或超授权办理委托贷款业务。

第二十四条 商业银行应制定统一制式的委托贷款借款合同和委托贷款担保合同。因业务需要使用非统一制式合同的，须经总行审查同意。

第二十五条 商业银行应对委托贷款业务与自营贷款业务实行分账核算，严格按照会计核算制度要求记录委托贷款业务，同时反映委托贷款和委托资金，二者不得轧差后反映，确保委托贷款业务核算真实、准确、完整。

第二十六条 商业银行应建立、完善委托贷款管理信息系统，登记资金来源、投向、

クの分離を行わねばならず、以下の行為を厳禁する：

- （一）委託人に代わって借入人を確定すること。
- （二）委託人の貸付方針決定に参加すること。
- （三）委託人に代わって資金を立替え委託貸付を実施すること。
- （四）委託人に代わって資金を立替え納税すること。
- （五）借入人に代わって保証人を確定すること。
- （六）借入人に代わって資金を立替え委託貸付資金を返済する、あるいは自营貸付をもって委託貸付に置き換え委託人に代わってリスクを引き受けること。
- （七）委託貸付のために各種形式の保証を提供すること。
- （八）委託貸付業務の性質を変更する契約あるいは協議を締結し署名すること。
- （九）その他代わってリスクを引き受ける行為。

第二十一条 商業銀行は監督管理部門が別に規定を有する場合を除き、原則として委託貸付残高を有する委託人に対して新規の増加与信を行ってはならない。

第二十二条 委託貸付の借入人が商業銀行に与信取引を有する顧客の場合、商業銀行は借入人が委託貸付を受け入れた後、信用リスクエクスポージャーの拡大が自行の与信業務にもたらすリスク影響を総合的に考慮しなければならない。

第二十三条 商業銀行は委託貸付業務に対し段階別の授權管理を实行し、商業銀行の分支機構は授權を得ていないあるいは授權範囲を超えた委託貸付業務を取扱ってはならない。

第二十四条 商業銀行は統一制定書式の委託貸付借入契約と委託貸付保証契約を制定しなければならない。業務の必要によって統一制定書式外の契約書式を使用する場合には、本店の審査同意を経なければならない。

第二十五条 商業銀行は委託貸付業務と自营貸付業務に対し帳簿を分離して管理を行い、厳格に会計計算制度の要求に基づいて委託貸付業務を記録し、委託貸付と委託資金を同時に反映し、二者をネットィング後反映してはならず、委託貸付業務勘定の真実性、正確性、完全性を確保しなければならない。

第二十六条 商業銀行は委託貸付管理情報システムを確立、改善し、資金原資、使途、期限、利率および委託人と借入人等

期限、利率以及委托人和借款人等相关信息，确保该项业务信息的完整、连续、准确和可追溯。

第二十七条 商业银行发放委托贷款后，应严格按照银监会客户风险统计制度要求，准确报送委托贷款明细信息。商业银行应按照监管要求建立委托贷款业务统计制度，做好委托贷款业务的分类统计、汇总分析和数据报送。

第二十八条 商业银行应定期分析委托贷款业务风险，并组织开展业务检查。

第四章 法律责任

第二十九条 商业银行违反本办法办理委托贷款业务的，由银监会及其派出机构责令其限期改正。逾期未改正的，或者其行为严重危及商业银行的稳健运行、损害客户合法权益的，银监会及其派出机构可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第三十七条的规定采取相应的监管措施；严重违反本办法的，可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第四十六条的规定实施处罚。

第三十条 商业银行违反本办法第二十条规定，代为承担风险的，由银监会及其派出机构责令其限期改正，同时可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第三十七条的规定采取相应的监管措施，并可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第四十六条的规定实施处罚。

第三十一条 商业银行违反本办法第二十七条规定，未及时、准确向监管部门报送委托贷款业务信息的，由银监会及其派出机构责令其限期改正。逾期未改正的，银监会及其派出机构可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第四十七条的规定

に関連する情報を登記し、当該項目の業務情報の完全性、連続性、正確性とトレーサビリティを確保しなければならない。

第二十七条 商業銀行は委託貸付を実行した後、厳格に銀监会の顧客リスク統計制度の要求に基づいて、正確に委託貸付明細情報を報告送付しなければならない。商業銀行は監督管理要求に基づいて委託貸付業務統計制度を確立し、委託貸付業務の分類統計、集計分析とデータ報告送付を適切に行わねばならない。

第二十八条 商業銀行は委託貸付の業務リスク定期的に分析し、併せて業務検査を組織展開しなければならない。

第四章 法律責任

第二十九条 商業銀行が本弁法の委託貸付業務取扱に違反した場合、銀监会及びその派出機構は期限を定めて是正を命ずる。期限経過後も是正が行われない場合、あるいはその行為が厳重で商業銀行の健全な経営に危害を与え、顧客の合法的な権益を損害する場合、銀监会及びその派出機構は『中華人民共和国銀行業監督管理法』第三十七条の規定にもとづき相応の監督管理措置を取ることができる；本弁法における重大な違反がある場合、『中華人民共和国銀行業監督管理法』第四十六条の規定にもとづき処罰を与えることができる。

第三十条 商業銀行が本弁法第二十条の規定に違反し、リスクを代わって引き受けた場合、銀监会及びその派出機構は期限を定めて是正を命じ、同時に『中華人民共和国銀行業監督管理法』第三十七条の規定にもとづき相応の監督管理措置を取ることができ、併せて『中華人民共和国銀行業監督管理法』第四十六条の規定にもとづき処罰を与えることができる。

第三十一条 商業銀行が本弁法第二十七条の規定に違反し、遅滞無く、正確に監督管理部門に委託貸付業務情報を報告送付しない場合、銀监会及びその派出機構は期限を定めて是正を命ずる。期限経過後も是正が行われない場合、銀监会及びその派出機構は『中華人民共和国銀行業監督管理法』第四十七条の規定にもとづき処罰を与えることができる。

<p>实施处罚。</p> <p style="text-align: center;">第五章 附则</p> <p>第三十二条 银监会依法批准设立的具有贷款业务资格的其他金融机构办理委托贷款业务适用本办法。</p> <p>第三十三条 本办法由银监会负责解释。</p> <p>第三十四条 本办法自发布之日起 60 日后施行。本办法发布前，商业银行已发放的存量委托贷款，按照法不溯往原则，自然到期结清。</p>	<p style="text-align: center;">第五章 附则</p> <p>第三十二条 銀監会は法に従い批准設立された貸付業務資格を有するその他金融機構の委託貸付業務取扱に対し本弁法を適用する。</p> <p>第三十三条 本弁法は銀監会が解釈責任を負う。</p> <p>第三十四条 本弁法は公布の日から 60 日後に施行される。本弁法公布前に、商業銀行が既に実施した預金委託貸付は、法の不遡及の原則に基づき、期限到来をもって自然清算する。</p>
---	--

【日本語参考訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室
 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 22 階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.4259